

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成元年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月11日から同年2月1日まで

私は、昭和60年4月1日にA社に入社し、途中、同社のグループ会社であるB社に異動して平成2年1月20日に退社した。

継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が未加入期間となっているので、調査の上、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の回答、申立人に係る雇用保険の加入記録及び複数の同僚の記憶により、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（A社からB社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主は、「複数の社員をA社からB社に転籍させた際、A社において平成元年1月分の給与を支払い、厚生年金保険料も控除していたと思う。」と述べている上、オンライン記録によれば、B社は、平成元年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となったことが確認でき、申立人は、同社において同日に被保険者資格を取得していることから、申立人のA社における資格喪失日を、B社における資格取得日と同日の同年2月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和63

年12月のオンライン記録から15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成7年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月28日から同年3月1日まで

私のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、平成7年2月28日となっているが、私は同日まで同社に勤務していたので、資格喪失日を同年3月1日に訂正し、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及びA社の複数の同僚の記憶により、申立人は、平成7年2月28日まで継続して同社に勤務していたことが認められる。

また、A社の元事業主及び経理担当者は、厚生年金保険料は当月控除だったとしているところ、申立人と同日付けで被保険者資格を喪失した複数の同僚から提出された平成7年2月分の給与明細書によれば、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、オンライン記録によれば、A社は、当時、平成7年2月28日に厚生年金保険の適用事業所でなくなったと記録（平成22年12月1日付けで7年2月28日から同年3月1日に変更。）されていたものの、同社の商業登記簿謄本によれば、同社は、申立期間において解散・閉鎖されておらず、法人格

を有していたことが確認でき、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成7年1月のオンライン記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間当時、社会保険事務所（当時）において適用事業所としての記録が無かったことから、社会保険事務所は、申立人に係る平成7年2月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福島厚生年金 事案 1417

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 6 月 1 日から 12 年 8 月 1 日まで

私は、A社から支給されていた申立期間の給与の総支給額が、毎月約 77 万円から約 78 万円であったと記憶しているが、国の記録によれば、申立期間の標準報酬月額は、10 万 4,000 円に減額となっているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額が、平成 11 年 6 月の随時改定により 10 万 4,000 円に減額となっていることについて、当時、A社から支給されていた報酬月額と相違していると申し立てている。

しかしながら、申立人は、申立期間の厚生年金保険料控除額を確認できる給与支給明細書等を所持しておらず、申立人と同様に、平成 11 年 6 月の随時改定により、申立期間の標準報酬月額が申立人と同額の 10 万 4,000 円に改定されている複数の同僚から提出された給与支給明細書によれば、申立期間について、厚生年金保険料控除額は、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額と同額となっていることが確認できる。

また、A社は、平成 14 年 8 月 2 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主は、「関係資料は保管しておらず、申立期間当時の状況は不明である。」としていることから、申立人の申立期間に係る給与額及び厚生年金保険料控除額を確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

さらに、オンライン記録を確認しても、標準報酬月額が遡及して訂正されている等の不自然な記録は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除

について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 1 月頃から同年 5 月頃まで

私は、平成 16 年 1 月頃から同年 5 月頃まで A 社（適用事業所名は、B 社。以下「A 社」という。）に勤務していたが、国の記録では、同社における厚生年金保険の加入記録が無い。

私が所持する平成 16 年 2 月から同年 4 月までの給与明細書によれば、厚生年金保険料が控除されているので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書、A 社から提出された申立人に係る「平成 16 年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿」及びタイムカードにより、申立人は、平成 16 年 1 月 26 日から同年 5 月 7 日まで、申立事業所に勤務し、同年 2 月から同年 4 月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

しかしながら、申立人は、平成 16 年 5 月の給与明細書を所持しておらず、厚生年金保険料の返還について記憶が無いとしているところ、前述の所得税源泉徴収簿によれば、A 社は、申立人が退職した同年 5 月の給与において、同年 2 月から同年 4 月までの給与から控除していた厚生年金保険料を全額返還したことが確認できる。

また、事業主は、「申立人は、申立人に係る厚生年金保険の加入手続を行う前に退職することになったことから、退職月の給与（平成 16 年 5 月）で、控除していた厚生年金保険料と健康保険料の全額を返還した。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる

関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。